

(医師の負担軽減計画)

令和7年度和歌山労災病院に勤務する医師の業務負担軽減策

令和7年度の医師負担軽減策は以下のとおりとし、一人当たり月平均超過勤務時間について、対前年度実績を下回することを目標とする。(勤怠管理システムの活用)

1) 医師・看護師等の業務分担について

次の事項について実施することにより医師の負担の軽減を図る。

- ① 初診時の予診の実施
- ② 入院の説明の実施
- ③ 服薬指導
- ④ 助産師による助産外来の拡大
- ⑤ クリティカルパスの整備による医師負担の軽減
- ⑥ 看護師による静脈注射適用範囲の拡大
- ⑦ 入院中の食事の変更等入院中の療養生活に対する看護師・管理栄養士の対応
- ⑧ 臨床検査技師・看護師による採血・検査説明の実施
- ⑨ 看護師による尿道カテーテルの留置
- ⑩ 外来ナースエイドの拡充
- ⑪ 特定看護師によるAラインの挿入、血液ガス採取
- ⑫ 特定看護師によるPICC挿入、CVCカテーテル抜去、気管カニューレ交換
- ⑬ 特定看護師による人工呼吸器・NPPVの設定変更、挿管チューブの位置変更
- ⑭ 抗がん剤IVナースによる抗がん剤投与
- ⑮ 造影剤IVナースを育成し実施
- ⑯ 医師と薬剤師間の処方内容に関する問い合わせ等の簡素化
- ⑰ 褥瘡関連、創傷関連処置を皮膚・排泄ケア認定看護師、特定看護師に一部タスクシフト
- ⑱ 病理認定検査技師が病理標本組織の切り出し業務を実施
- ⑲ 輸血IVナースによる輸血の実施
- ⑳ 特定看護師による糖尿病血糖コントロールに係る薬剤投与

2) 医師に対する医療事務補助作業体制

次の事項について実施することにより医師の事務作業にかかる負担の軽減を図る。

- ① 医師の確認を受けることを前提とした各種診断書の記載作業の実施
- ② 医師の指示による研修会・院内委員会の各種資料作成作業の実施
- ③ 医師の指示によるがん登録システムへの入力作業の実施
- ④ 医師に代わり健診業務にかかる事務的作業の実施
- ⑤ 医師の指示による臨床医学研究等にかかる事務的作業の実施
- ⑥ リハビリ技師による各種診断書の身体機能評価項目・評価測定を医師の代わりに実施

3) 地域の他の医療機関との連携体制

次の事項について実施することにより医師に代わり地域の他の医療機関との連携体制を構築する。

- ① 患者サポートセンターを設置し、退院後在宅にて診療を希望する患者に対し、訪問看護ステーション等との橋渡しを行う

4) その他

次の事項を実施することにより医師の負担の軽減を図る。

- ① 病院全体による他医療機関への逆紹介推進のための院内掲示
- ② 年次有給休暇等の活用の促進
- ③ 宿日直勤務後における休養の促進
- ④ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ⑤ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- ⑥ 幹部会等に時間外労働実態調査報告し対策を講じる